竹本免職処分に全学で反撃

経・文・理では無期ストに突入

経済学部　無期限ストに突入　学部長室を占拠す

京大経済学部教授会は、一月十一日をもって、竹本信弘（滝田修）助手の分限免職処分を決定、それを京大評議会に上申し一月十六日の評議会でその審議を行なうことが決定された。

この処分は、昨年十月一日からの教官協議会の判断による欠勤措置「賃金カット処分後三カ月を経過したことを口実としつつも、その法的根拠としては同助手の「無断欠勤」を理由とした国家公務員法第78条第3号（その他その官職に必要な適格性を欠く場合）人事院規則11-4の定めるところにそのその意に反してこれを降任し更には免職することができる」に基づいて行われたものである。しかし、何故竹本が出席できないのか（昨年一月以来のデッチあげでしかも別件「被告事件補金国指定手配」）を全く無視した形式的手続をとり、しかも、それさえも法的に問題がある。（昨年十月の賃金カット処分では出勤状態が確認できないとされているが）また今回の処分では勤務実績を問うものではなく、しかも根拠とされている国公法78条3号は「その他職員の適格性を欠く場合」に限定されているものである。

従って、その処分は、第一に、竹本氏へのデッチあげとフレームアップによる弾圧、及びこれを利用した反革命攻撃に隠蔽するものである。第二に国公法第78条第3項の「レッドパージ条項」を使用するとともに、こうした教授会の「自己規制」自己規律」の強化をもって中立的であるべきはずの教官の「自己規制」を破壊し、教官を「国家公務員」の枠内に閉じ込めようとしている。

経済学部では、経済学部当局が、教官の任期制・定期審査制度導入の前提条件を形づくり、更に学生に対しては、一・十一「告」（経済学部同好会・E闘が竹本処分に関して教官を追及するのを「暴力行為」「講義妨害」「学部自治破壊」とおびつけ、「学部自治破壊」の強行を狙っている。

こうした経済学部当局の暴挙に対し、処分白紙撤回を要求し、経済学部では十九日に無期限ストに突入、続いて、文・理も無期ストに、教養部は無期ストライキ体制が着々と構築されている。そして、その過程で同時に全学の評議員一八二人と団交をかちとっている。

教官協議会の竹本助手への免職処分、教官の全員逃亡という中で竹本処分白紙撤回の闘いが構築されている京大経済学部では、一月十九日、四時から法経三番教室において約二百七十人という圧倒的な学部学生の結集で学生大会が開催され、処分撤回などを掲げる経済学部闘争案の議案が可決され、無期限ストライキに突入、同時に学部長団交を要求し、E闘（経済学部闘争委）は学部長室占拠を敢行している。

E闘の議案書趣旨説明と一般討論では、第一に、竹本氏への全国指名手配自身全く無根拠で、それよりも寧ろ「竹本一追撃派の教授、強制「任意出頭」—情報取扱の切りかえ」などになっていることから、これは思想統制的弾圧強化であると共に、それを学生に帝国主義的国民統合を狙うものである。第二に、経済学部当局の昨年二月の賃金保留処分。十月の「欠勤」と十一月の「欠勤」—賃金カット処分—一月の解雇処分は、経済学部の「自主的判断」の装いの下に、権力の教育レッドパージ攻撃に屈服し更に反革命の末端の担い手として一翼を担うものである。実際今回の処分の基礎となる「勤務状態」の判断は経済学部教官協議会に既得権としてあり、しかも法的にみれば「勤務状態が確認できない」（教官には校外勤務の慣行もある）のであり無根拠で「欠勤」と判断することは不当である。（逆に言えば、教官協が竹本を守ろうとすれば、あくまで「出勤」と判断してもかまわない権利をもっている）

更に短絡的なのは、この処分が「職務遂行」—勤務が判断できない—長期にわたっている欠勤とみなす「長期スト」—解雇という事務処理」人事問題とされる事によって権力の弾圧の意図を露呈する役目を果たすことである。しかし、免職処分を敢行する根拠理由として「職に必要な適格性を欠く」の条項をうごいても採用せずに、この処分の本質を示している。第三に、竹本処分とその際の教官協の策動は自主規制」自己規制」自己規律」として、教官の任期制・定期審査制度導入の前提条件を形づくり、更に学生に対しては、一・十一「告」（経済学部同好会・E闘が竹本処分に関して教官を追及するのを「暴力行為」「講義妨害」「学部自治破壊」とおびつけ、「学部自治破壊」の強行を狙っている。

「問題は、金ケ崎学園の経営問題に関する発言、教職文学部闘争委からの4・9教職闘争と差別問題に関する発言、教職文学部闘争委からの代闘アピールなどがなされた。また、監察委の報告—告訴者の権利停止、警告処分—も承認案件として提議されたが、採決結果は次の通り。学生総数578、定足数193、登録数220、出席者数217。

L闘—常任委提案…賛成217、反対0、保留5、棄権0

監察委報告：水部136、不承認0、保留11、棄権8

圧倒的多数で無期限スト突入を決議した文学部学生は、スローガンをシュプレヒコールした後、デモで教養部代議員大会会場へ向った。これを報告した。

—〜〜〜

教育学部

長期ストト権を確立 差別文書・竹本問題で

一月二十五日教育学部において、去る二十日足定数に数名足りず流会になっていた定例学生大会が、圧倒的な結集でかちとられた。

学生大会は二時から開始され、まず教育学部自治委員会（P自治委）から、〝解放教育創出に向けて、6・14差別文書配布、差別指導をさらに検証化し、自治会の諸活動を強かに展開して迫りくる大学の帝国主義的再編・教育諸政策等に差別の問題を教育の基礎としてとらえなおさせていく方策を当面の〝メインスローガン〟とする議案書が提出され、その提案説明がなされた。

その中で、6・14差別文書配布以降の闘いの現段階に関して、第一義的責任があるものとして追及してきた教授会が、さまざまな「取組み」を出してきてはいるが、現在の段階では、6・14のもつ意味の把握すら不充分であること を強調し、「われわれ自身学習討論を通じてさらに問題を深め、教授会との交渉を継続し、当面授業等に差別の問題を教育の基礎としてとらえなおさせていく方策を当面にとらせなければならない。」という闘いの方向性についての提起がなされた。

さらに探山差別裁判に向けて教育学部での闘い、経済学部における竹本処分に対する闘いの提起がなされた。

次に、二十日の学生大会には結集しなかった〝教育学部民主化推進統会議（民青系）〟から議案書が提出された。

その後、学歴値上げ阻止闘争、大学院入試問題について若干の討論の後、圧倒的な教育学部学生の了承のもに、経済学部の〝竹本処分〟についての経済学部同好会からの提起とアピールがなされ、

〝竹本処分〟が単に経済学部あるいは竹本個人の問題ではなく、中教審答申以降、国大協自主規制路線の下でのブルジョア法をも超脱した悪質弾圧であること、その弾圧攻撃に対して全学で闘わなければならないことが訴えられ、満場の拍手でこの提起が確認された。

その後、採択に移り、P自治委の議案が圧倒的に採択された。採決結果は次の通り。

	賛	反	保	棄
P自治案	41	26	2	3
P民青連案	25	41	1	5
（定足数39　出席数72）				

採択された行動動員は次の通り。

■6・14及び竹本処分に関する緊急事態に向け1・26から3・31長期ストト権（その発動権は自治委員会が召集する自治委員会が持つ）を確立しよう！

■1・27大管法粉砕、竹本処分粉砕京大集会にトストト決起しよう！

■二月十一日紀元節粉砕、「元号」法案粉砕！

■1・24大集会を見据えるのか？学生会上権強奪を見据えるのか？学生会に結集しよう！

■泉山差別裁判取り消し、無実の石川青年即時釈放裁判所に二百万人署名を推進しよう！

1・24 具体的なとりくみを追及す

教育学部教授会団交

差別文書問題の総括として

一月二十四日、教育学部自治委員会（P自治委）、実習生連絡会議（実習生連絡会）主催の教授会団交が行なわれた。

団交は一月二十二日付の、連絡会議、P教育部の教授会への公開質問状に対する回答「昭和47年6月14日の教育実習生オリエンテーション以降についての総括」を巡って展開された。

P自治委、実習生連絡会議は、この回答に対して、それが7・11、7・19問題を補足し、自調目録に上げて、それ以降の「取りくみ」の経過法だけのものに過ぎず、核心にふれるとなるP教授会として真摯に何をやっていくかを明確にした結果大学教育課程委員会なり「全学的組織」にその責任を預けてしまおうという内容であるとし、教授会としての具体的な課題認識がないことに対して追及がなされた。

また、現在の教授会からの出されている来年度カリキュラムについて、教育者における「道徳教育の研究」、独立教科化の問題、京大教育課程目教育実習委員会設置試案の問題に関して、それらが、教育の基礎として「同和」教育、「障害者」、「民族」問題、「障害者」問題についての講演会、研修会等を、今後も継続的に行なうこと、また、これらの問題を基礎とする授業を行なうこと等を検討する。

そして、これらが来年度カリキュラムに具体的に反映するよう努力する。

このとりくみの内容については教育学部学生自治会、教育実習生連絡会議にフィードバックする。

以上のことを一月二四日の学生・教育実習生連絡会議において確約する。

署名　小倉利雄

確約書

京大教育学部学生自治会殿
京大実習生連絡会議殿

一九七三年一月二四日

一九七三年一月二四日の事態から、京都大学の教育の中には、部落問題、民族問題、「障害者」問題が位置づけられなかったことが明らかになった。

これをふまえ少なくとも教育学部の学生、院生、職員、全学の教養志望者にとっては、部落問題、民族問題、「障害者」問題についての講演会、研修会等を、今後も継続的に行なうこと、また、これらの問題を基礎とする授業を行なうこと等を検討する。

そして、これらが来年度カリキュラムに具体的に反映するよう努力する。

署名　小倉利雄

竹本処分反対に300人

1・27京大全構成員集会

各階層から結集かちとる

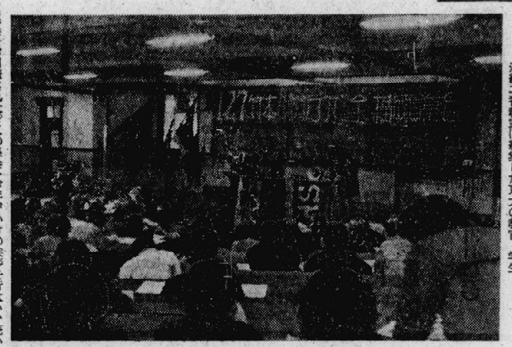

法経二番教室に結集した京大の教官・学生

一月二十七日、午後一時から法経二番教室において、京大の職員教官、学生約三百人を結集して、「1・27竹本処分反対京大全構成員集会」が開催された。この集会は、経済学部の1・20からの無期限ストを受継ぐ〝竹本処分粉砕〟の闘いを、更に押し進めることにむけて勝ちとられたものである。

最初に、八島久男同学会委員長が呼びかけの挨拶を行ない、続いて教官を代表して野村修氏、経済学部助手が、今回の竹本処分の本質について問題提起を行なった。

続いて、京大の各職組・闘っている部分からの発言に移り、全学職員闘争委・職員有志・文学部職員闘争委・職員有志・文学部院生闘、薬物ノイローゼ闘争委員会・理学部院生闘、教官・学生・院生の結集のもとに、教育実習生への差別文書配布問題、ならびに竹本処分問題に関する追及が行なわれた。

文学部では、学友会委員長・文学部闘争委（P闘）が、昨年六月の教育実習生への差別文書配布以降、毎年百名ものの教育実習生を送り出している文学部当局の責任を追及し、公開質問状、教授の団交により、特別に対し無責任な、その背後で以下に断に差別を拡大、助長する教育・研究体制を強化してきた。

この結果、教授会は十月二日付で「で答弁限りの要望と良心を傾けて、問題の解決に努力していきたい」という声明を出し、その後の団交において、十一月中旬を目途に、この問題に関する小委員会の設置を強制した。

しかしながら教授会は、十二月末にいたっても、何らの具体的取り組みを示さず、漫然を決定にしてゆく態度をみせた。これに対し常任委は十二月末、各教官に次の二項目の要求を突きつけ回答を迫った。

I、いわゆる「差別問題」に関する研究室等の具体的取り組みのことを、さもなくば一月上旬に各学部の問題に関する研究室等の具体的取り組みを、早急に確認しなければならない。

II、文学部教官は「差別問題」に関して自己の責任を明確にし、自己の教育実習生への差別文書配布問題を、「学生対策」の問題を処理せず、「学生対策」の問題を処理せずに、「学生対策」の問題を処理せずに、「学生対策」の問題を処理せずに

大早 各学部、続々スト入り 革マル派のテロを粉砕し

11・8の革マル派による川口君虐殺を機じた、早大全学の学生による革マル派の川口君虐殺糾弾、早大解放の闘いは、革マル派の国直りと武装敵対、当局の闘争圧殺をはねのけ、1・8以降も、革マル派襲撃、新たな闘う大衆的な自治会再建・全学大衆団交実現の闘いとして、全学部闘争連絡会議、全学行動委員会、サークル連絡協議会を拠点に闘い抜かれている。

闘いは、革マル派の「革命的な反戦闘争」なる問題の言いかえと、磨直り起こし自治会再建・全学大衆団交キャンペーン解放の言葉にわたる闘いに、追い詰められた革マル派の全国動員がゲバルト・テロ部隊を圧倒的に投入して、グループ五十名の集団が襲撃し、新たな闘う大衆的な自治会再建・全学大衆団交実現の闘いに追い抜かれている。

23日は、教育学部の学生大会が開かれ、行動委員長選挙が行なわれ、民青系執行部が確立され、二十九日には、提案の一週間ストが圧倒的に可決された。

27日に、ストライキのさ中で、革マルの敵対を粉砕して、自治委員総会が開かれ、二十九日には、提案の一週間のストライキ反対提案を破って可決された11日間のストライキに突入した。

一文で、革マルの敵対を粉砕し、学生の闘いの前進を勝ちとった。

二十九日には、再度一文学生大会が開かれ、更に一週間のストライキが決定された。

また、社会学部でストライキに突入し、当局の妨害攻撃を粉砕して、全学的規模でストライキ闘争が貫徹されている。

この中で、革マル派は二転三転してあがき、「破産した反代々木諸派のかくれみのと化した革命的解体」をかかげ、活動家に個人テロを繰り返すという敵対を更に強めている。

一文、学部長団交が行なわれた。

二十九日には、再度一文学生大会が開かれ、更に一週間のストライキが決定された。

また、社会学部でストライキに突入し、当局の妨害攻撃を粉砕して、全学的規模でストライキ闘争が貫徹されている。

この中で、革マル派は二転三転してあがき、「破産した反代々木諸派のかくれみのと化した革命的解体」をかかげ、活動家に個人テロを繰り返すという敵対を更に強めている。

13日から19日にかけて、全学行動委員会（準）を中心に、連日の文学部キャンパス解放、十七日の「文自治委員会」デッチ上げ粉砕が闘われ、十七日、革マル派の正門バリケードを突破し完全にその策動を粉砕した。

16日には、一政の新自治会と学部当局との団交が、大講堂に、学生延べ千人を結集して開かれ、退及に対して、「新自治会を唯一の交渉相手とする」というポーズをとりながら、自治会を承認せず、川口君の虐殺を生み出した当局の「革マル派を利用しての学内管理支配」には自己批判せず、周なおり、試験強行を明らかにしたため、集まった学生の怒りをかった。

18日は午後六時すぎ「カクマル潮流・早大突入」を掲げた、中核派七百のデモの一部が、馬場下交差点で機動隊の規制を破って、早大正門に向い、一部は正門から、キャンパスに突入して、中で武装して構えていた革マル派と衝突して、その際機動隊によって、中核派三十数人が不当逮捕された。

19日は、前夜から、革マル派が再度全国動員をもって「文学総会」（準）を強行せんとしたのに対し、サークル連絡協議会、行動委を基軸とした部隊によって革マル派によってサークル連動が圧殺され粉砕化されていた文学部解放・文連委強行粉砕の闘争が闘われた。まず一政学生大会が開催して午後から開かれた。

三時過ぎ午後一時から行なわれようとした文連総会に対して、黒ヘルメットをかぶった、数百の「革マル派を利用しての学内管理支配」には自己批判せず、周なおり、試験強行を明らかにしたため、集まった学生の怒りをかった。

18日は午後六時すぎ「カクマル潮流・早大突入」を掲げた、中核派七百のデモの一部が、馬場下交差点で機動隊の規制を破って、早大正門に向い、一部は正門から、キャンパスに突入して、中で武装して構えていた革マル派と衝突して、その際機動隊によって、中核派三十数人が不当逮捕された。

米軍 空母母港化阻止の決意固く臨海公園に結集し労働者、学生（1・21横須賀現地闘争）

19日は、前夜から、革マル派が再度全国動員をもって「文学総会」（準）を強行せんとしたのに対し、サークル連絡協議会、行動委を基軸とした部隊によって革マル派によってサークル連動が圧殺され粉砕化されていた文連解放・文連委強行粉砕の闘争が闘われた。まず一政学生大会が開催して午後から開かれた。

三時過ぎ午後一時から行なわれようとした文連総会に対して、黒ヘルメットをかぶった、数百の「革マル派を利用しての学内管理支配」には自己批判せず、周なおり、試験強行を明らかにしたため、集まった学生の怒りをかった。

その上で、高田馬場駅に集合し行動委の「革マル派を利用しての学内管理支配」には自己批判せず、周なおり、試験強行を明らかにしたため、集まった学生の怒りをかった。

18日は午後六時すぎ「カクマル潮流・早大突入」を掲げた、中核派七百のデモの一部が、馬場下交差点で機動隊の規制を破って、早大正門に向い、一部は正門から、キャンパスに突入して、中で武装して構えていた革マル派と衝突して、その際機動隊によって、中核派三十数人が不当逮捕された。

19日は、前夜から、革マル派が再度全国動員をもって「文学総会」（準）を強行せんとしたのに対し、サークル連絡協議会、行動委を基軸とした部隊によって革マル派によってサークル連動が圧殺され粉砕化されていた文連解放・文連委強行粉砕の闘争が闘われた。まず一政学生大会が開催して午後から開かれた。

三時過ぎ午後一時から行なわれようとした文連総会に対して、黒ヘルメットをかぶった、数百の「革マル派を利用しての学内管理支配」には自己批判せず、周なおり、試験強行を明らかにしたため、集まった学生の怒りをかった。

18日は午後六時すぎ「カクマル潮流・早大突入」を掲げた、中核派七百のデモの一部が、馬場下交差点で機動隊の規制を破って、早大正門に向い、一部は正門から、キャンパスに突入して、中で武装して構えていた革マル派と衝突して、その際機動隊によって、中核派三十数人が不当逮捕された。

この頃、機動隊が、正門前に現

第七艦隊空母の母港化阻止

1・21横須賀現地闘争

阻止体制を打ち固める 反軍・反基地戦線の強化を

一月二十一日、神奈川県反戦、横須賀地区反軍闘争呼びかけの実行委員会の主催で横須賀臨海公園に労働者、学生、高校生、市民三〇〇名を結集して、横須賀ミッドウェー母港化阻止闘争が勝ち取られた。

簡単な労働者、学生の独自集会を行なった後、三時より「米第7艦隊ミッドウェー母港化阻止、現地横須賀総決起集会」に入って行った。

まず横須賀において反軍闘争を闘っている反戦米兵より「日米両国人民の手で反動的な政府を打倒するまで闘おう！」という連帯のアピールがなされた後、横須賀地区反軍より基調的報告が以下の如く述べられた。「母港化阻止闘争は国際反革命陣営の一環である。ミッドウェーの常駐は日米共同作戦の強化に他ならず、ベトナム後を見すえた反革命戦略制を打ち固めんとする策動である。昨年の相模湾補給廠の本闘争の成果を踏まえ、さらに反戦米兵ミッドウェー乗組員、市民、労働者等と連帯した広範な労学共同戦線をもって日米反革命陣営粉砕せよ！」

以上の報告を圧倒的な拍手で確認した後、関東各地区反軍・反基地闘争を担っている諸団体の発言に移った。最初に昨日のニクソン就任式抗議闘争を闘った相模原の「ただの市民が戦車を止める会」の連帯の手紙が読み上げられ、次に反帝学評、反帝高評の立川現闘団よりの「われわれは三月以来基地前で闘い抜いて来た。二十七日の自衛隊本隊の強行移転をこのものが、全国たるこの戦闘的労働者諸戦争に対する弾劾の表現に他ならない。また「基新」阿部部長等の戦闘的部分に向けた闘争圧殺とは許すまい」という連帯の

ベトナム和平協定調印さる

新段階にはいった解放闘争

国際反革命との厳しい緊張下

一九六八年五月から、米国とベトナム民主共和国の間のパリ会談によって開始され、以後六九年一月拡大パリ会談、同八月秘密交渉開始として進行してきた「ベトナム和平交渉」は、一月二十三日のパリ駐在米、ベトナム民主共和国政府、南ベトナム民族解放戦線の四者による「ベトナムにおける戦争終結と平和回復に関する協定」と付属議定書が、米・サイゴン政府・ベトナム民主共和国政府・南ベトナム革命政府によって調印された。

この「協定」は、昨年十月二十六日、ベトナム民主共和国政府によって、一旦合意に達したことが暴露された「九項目和平案」が、米・サイゴン政府の拒否によって、二十七日、パリで「ベトナムにおける戦争終結と平和回復に関する協定」と付属議定書が、米・サイゴン政府・南ベトナム革命政府・ベトナム民主共和国政府・南ベトナム民族解放戦線の四当事者が協議によって解決する」の二点に反映される。

戦後ベトナム革命に対する、国際的な諸国支配階級の反革命的運動を背景に、「ベトナム解放闘争は、米軍の完全撤退、国際監視下での停戦という事態を迎え、今、公然たる反革命干渉戦争という第二ジュネーブ・サイド・エコサイドの展開を後退させんとしている。しかしこの反革命戦争の本質がベトナム南部における武装革命勢力の存在とその国際的波及に対して向けられている以上、「停戦」後のベトナム闘争は、「国際緊張緩和・平和共存」を条件にした、国際反革命諸勢力間の新たな展開の真ただ中にあり、「平和共存・内政不干渉」の圧力と国際反革命の「選択的介入」（キッシンジャー）の恫喝のもとに、すさまじい緊張をもって新たな段階に入っている。

国際階級闘争の現段階における「ベトナム停戦」の意味を正確に見ゑえ、日本における闘争の歴史的反省の中から、諸国間殺戮闘争への波及、規定力をもったものへと、革命闘争の具体的な推進構造とその内実を打ち鍛えていかねばならない。」

「九項目」を土台に合意

「民族和解—共存」と米軍撤兵

二十三日再調印されたベトナムに関する秘密交渉で合意、仮調印された、二十七日本調印された「ベトナムにおける戦争終結・平和回復に関する協定」は九章・十三条からなり骨子次のようなものである。

一、ジュネーブ協定を承認されたベトナムの独立・主権・統一および領土保全の尊重。

一、停戦後六十日以内に在南ベトナム米軍、同盟軍の完全撤退。軍事基地撤去、並行して、軍事捕虜の返還。

一、南ベトナム両当事者の武装勢力の現状凍結。

一、停戦後九十日以内に、南ベトナムの民族和解・民主主義・民生・平和の三要素を含む政治問題を解決し、二つの政権、二つの軍隊、二つの政治勢力が存在する「臨時革命政府・サイゴン政府は対等・相互尊重、かつ相互排除しないこと」を確認した上で、南の政治的将来を検討する」「南には二つの政権、二つの軍隊、二つの支配地域、三つの政治勢力が存在している。これは協定にも明らかだと」述べている。

いわゆる「南の主権」として問題にされてきた点について、米・チュー・北ベトナム「協定」評価は次上のようなものである。

米・チューの「解釈」が成立するのは「協定」の次のような箇所を想定していると思われる。即ち「協定」第四章（南ベトナム人民の自決権の行使）第十四条は「南ベトナムは平和と独立の外交政策を追求する。南ベトナムは、政治社会体制のいかんを問わず、独立、友好、中立の原則に基づき、すべての国との関係を樹立し…」とあり、同じ章に述べられている「南の問当事者の協議」や、第五章の「ベトナム再統一」と、南北ベトナム間の「関係」とは、別個に独立して、「南ベトナムの外交政策」が述べられ、「独立と主権の相互尊重を基礎に」外交関係全般を立し、経済・技術援助を受入れるとなっているのである。

他方、レ・ドク・トー顧問の指摘しているように、「協定」では「南の政治的将来を検討する」「南には二つの政権」という表現はあるが、それは取扱われていない。

「協定」に表現されている双方四者の合意の核心は、「民族和解・一致、相互尊重、相互共存、相互政不干渉の原則」で、南部の政治問題に対処するということであり、現存している南の政治勢力の対外関係・対内関係（支配下にある人民への政策）については、上の「原則」を逸れないが、それは「協定」の枠外だということである。

南ベトナム共和臨時革命政府のピン外相が「停戦後の民族和解」として次のように述べている。「民族和解」問題が残っている「サイゴン政府の削減を進めながら、南ベトナムの政治犯を釈放させる問題も大きな緊張を孕ませること」として、「南ベトナムの主権」について解決を示している。

これに対し、ベトナム民主共和国は、政府声明で細かな評価はしていないが、レ・ドク・トー特別顧問が「十四日の記者会見で「協定」について説明している。それによると、「臨時革命政府・サイゴン政府は対等・相互尊重、かつ相互排除しないこと」を確認した上で南の政治問題に関連する問題を検討する」と、「臨時革命政府・サイゴン政府」の「解決」を示している。

まず、これらの点、特に南の政治問題に関連する部分に注目しながら、南の当事者（サイゴン政府と臨時革命政府）により解決されるべきである」との二点である。

ニクソンは協定合意を発表した二十四日の演説の中で、「われわれの名誉ある平和・正しい種類の平和」を得たことを強調し、「われわれは今後とも南ベトナム政府を唯一の合法政府として認めつづける。そして南ベトナムを協定の精神および条約によって援助し続ける」とベトナム南部の政治権力問題についての解決を示している。チューも二十四日の演説で「サイゴン政府」を合法的、合憲的につくられた唯一の政府、南政府軍こそ唯一の軍隊。臨時革命政府なるものは存在しない。」と述べ、「ハノイはサイゴン政権を承認し、その主権と自決権を尊重しなければ」として、「南ベトナムの主権」について解決を示している。

これに対し、ベトナム民主共和国は、政府声明で細かな評価はしていないが、レ・ドク・トー特別顧問が「十四日の記者会見で「協定」について説明している。それによると、「臨時革命政府・サイゴン政府は対等・相互尊重、かつ相互排除しないこと」を確認した上で南の政治問題に関連する問題を検討する」と、「臨時革命政府・サイゴン政府」の「解決」を示している。

まず、これらの点、特に南の政治問題に関連する部分に注目しながら、南の当事者（サイゴン政府と臨時革命政府）により解決されるべきである」との二点である。

ニクソンは協定合意を発表した二十四日の演説の中で、「われわれの名誉ある平和・正しい種類の平和」を得たことを強調し、「われわれは今後とも南ベトナム政府を唯一の合法政府として認めつづける。そして南ベトナムを協定の精神および条約によって援助し続ける」とベトナム南部の政治権力問題についての解決を示している。チューも二十四日の演説で「サイゴン政府」を合法的、合憲的につくられた唯一の政府、南政府軍こそ唯一の軍隊。臨時革命政府なるものは存在しない。」と述べ、「ハノイはサイゴン政権を承認し、その主権と自決権を尊重しなければ」として、「南ベトナムの主権」について解決を示している。

これに対し、ベトナム民主共和国は、政府声明で細かな評価はしていないが、レ・ドク・トー特別顧問が「十四日の記者会見で「協定」について説明している。それによると、「臨時革命政府・サイゴン政府は対等・相互尊重、かつ相互排除しないこと」を確認した上で南の政治問題に関連する問題を検討する」と、「臨時革命政府・サイゴン政府」の「解決」を示している。

まず、これらの点、特に南の政治問題に関連する部分に注目しながら、南の当事者（サイゴン政府と臨時革命政府）により解決されるべきである」との二点である。

ニクソンは協定合意を発表した二十四日の演説の中で、「われわれの名誉ある平和・正しい種類の平和」を得たことを強調し、「われわれは今後とも南ベトナム政府を唯一の合法政府として認めつづける。そして南ベトナムを協定の精神および条約によって援助し続ける」とベトナム南部の政治権力問題についての解決を示している。チューも二十四日の演説で「サイゴン政府」を合法的、合憲的につくられた唯一の政府、南政府軍こそ唯一の軍隊。臨時革命政府なるものは存在しない。」と述べ、「ハノイはサイゴン政権を承認し、その主権と自決権を尊重

弾圧体制を更に強化

「停戦後」にむけて

サイゴン政府

南ベトナム共和サイゴン政府は、「停戦後」の支配強化のための弾圧体制を強化している。

二十二日、チューは「治安対策措置十項目」なる布令を発表し、また二十五日には各市、省の警察幹部五百人を招集し、停戦時を規定した「十項目」の四項である。

この「協定」には昨年十月二十六日、ベトナム民主共和国政府が暴露し、米が調印引き延ばしていることを非難した「九項目合意」を土台とするものであるが、次のような点についての修正・変更があ

この「協定」には昨年十月二十六日、ベトナム民主共和国政府が暴露し、米が調印引き延ばしていることを非難した「九項目合意」を土台とするものであるが、次のような点についての修正・変更があ

この「協定」には昨年十月二十六日、ベトナム民主共和国政府が暴露し、米が調印引き延ばしていることを非難した「九項目合意」を土台とするものであるが、次のような点についての修正・変更があ

一、停戦後、南ベトナム領内に投入された「ベトナム和平国際監視委員会」（ICCS）の撤退。

一、南ベトナム領内の「停戦」時、「政治犯」の釈放。

一、「停戦」後、南ベトナム領内の